

7. 増減訂正・概算修正について

- 概算に係る訂正

増額訂正：新規委託の事業場の概算を新たに立てる場合

減額訂正：申告済みの事業場が委託解除した場合

(概算保険料が増額になる場合を含む)

概算修正：申告済みの事業場の概算額を変更する場合

(概算保険料額が当初の2倍を上回る場合又は2分の1を下回る場合)

- 提出（持参又は郵送）期間等

<増額訂正・概算修正（増額）>

期	提出期間	摘要
2期	<u>9月1日（月）～9月19日（金）</u>	2期及び3期分の納付書又は口座振替に反映される。
3期	<u>12月1日（月）～12月19日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

<減額訂正・概算修正（減額）>

期	提出期間	摘要
2期	<u>9月1日（月）～9月19日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替から反映され、それを上回る額が2期分に反映される。
3期	<u>12月1日（月）～12月19日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

※ 上記提出期間外の申告は受付できません。提出期間外に届いた書類は受理せず、そのまま返却いたします。

※ 減額訂正を行う場合、一般拠出金を併せて申告納付する必要はありません。一般拠出金の算定を行い、委託事業場から徴収した上で翌年度の年度更新時に納付して頂きます。

ただし、メリット事業場については申告書による確定精算となるため、一般拠出金の納付が必要となります。

※ 減額訂正については、必ずしも上記摘要の処理にならない場合があります。

※ 同じ期に同一の基幹番号で増額訂正と減額訂正がある場合、申告書内訳は各々分けて作成し、申告書はまとめて作成して下さい。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

口座

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入してください。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

下記のとおり申告します。

提出用

種別 3 2 7 0 0

※修正項目番号

※入力徴定コード

増額訂正・概算(増額)修正

口座振替利用の場合

Table with 5 columns: 都道府県, 所管, 管轄, 基幹番号, 枝番号. Values: 1, 1, 3, X, X, 9, X, X, X, X, X, - 0, 0, 0.

Table with 3 columns: 管轄(2), 保険関係等, 業. Values: 1, 1, 6, 7, 8, 0, 8, 3.

あて先 〒330-6016
さいたま市中央区新都心11番地2

訂正申告の種類を記入する
減額訂正もある場合は「増減額訂正・概算修正」と記入

②増加年月日(元号:令和は9) ③事業廃止等年月日(元号)

④常時使用する労働者数 ⑤雇用保険被保険者数

※保険関係 ※片保険理由コード

埼玉労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

Table with 4 columns: 区分, 算定期間, ⑧保険料・一般拠出金算定基礎額, ⑨保険料・拠出金率, ⑩確定保険料・一般拠出金額. Rows: 労働保険料(労災+雇用), 労災保険分, 雇用保険分, 一般拠出金.

(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主か

増減訂正・概算修正の額を加味した概算保険料を記入する

Table with 4 columns: 区分, 算定期間, ⑫保険料算定基礎額の見積り, ⑬増加概算保険料額. Rows: 労働保険料(労災+雇用), 労災保険分, 雇用保険分.

提出時点の基幹番号全体の申告済概算保険料額(当該増額を含めない)を記入する

⑬事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑭事業主の電話番号(変更のある場合記入)

Table with 2 main sections: ⑮申告済概算保険料額 (11,606,656円), ⑯申告済概算保険料額 (71,427円).

Table with 3 columns: 期別, 納付額, 差引額. Rows: 第1期, 第2期, 第3期.

Table with 2 main sections: ⑰増減訂正・概算修正の額を合算した額, ⑱事業又は作業の種類.

⑲加入している労働保険 ⑳当該増減訂正前の、基幹番号全体の期別納付額を記入する

Table with 2 main sections: ⑳住所, ㉑事業主.

〈減額訂正・概算修正（減額）の申告の記入例〉

組機様式第10号

労働保険番号		府県	市町村	管轄	基礎番号	令和 年度 確定	保険料・一般拠出金申告書内訳				事務組合名		労働保険 事務組合		埼玉労働協会		頁		
1113		×	×	×	9	×	【減額訂正・概算修正（減額）】												
枝番号	事業場の名称	事業主の名称	常時雇用労働者	確定保険料				概算保険料			第1種特別加入者								
				労災保険	雇用保険	規模区分確定保険料	申請済概算保険料	労災保険	雇用保険	No.	氏名	基礎日額(円)	区分	翌年度からの基礎日額(円)					
雇用保険事業所番号		業種番号		一般賃金総額	一般保険料	特別加入基礎額	特別加入保険料	賃金総額	一般保険料	甲	乙	丙	1期	2期	3期				
201	(株)D社 ○月○日 事業廃止			千円	円	千円	千円	千円	千円	甲	乙	丙	1期	2期	3期	減額金額は3期分の保険料から減額し、さらに3期分の保険料を上回る減額金額は2期から減額する。			
				40,000	120,000														
				532	1,596														
				40,532	121,596	20,000	310,000												
206	(株)E社 ○月○日 事業廃止			25,000	75,000					甲	乙	丙	1期	2期	3期	1期分保険料の滞納がない事業場で、減額金額が3期分+2期分の保険料を上回る場合は、その残額を2期分からさらに減額する。			
				425	1,275														
				25,425	76,275	25,000	387,500												
210	(株)F社 ○月○日 個別移行			18,750	56,250					甲	乙	丙	1期	2期	3期	1期分保険料を滞納している事業場で減額金額が3期分+2期分の保険料を上回る場合は、その残額を1期分滞納額から減額する。			
				425	1,275														
				19,175	57,525	18,750	290,625												
				減額訂正															
215	(株)G社 (修正前)															労働者が大幅に減少したため			
215	(株)G社 (修正後)															概算修正（減額）			
																1期分保険料の滞納がない事業場で、減額金額が3期分+2期分の保険料を上回る場合、その残額を2期からさらに減額する。			
													2期	3期		修正後概算保険料額 - 修正前概算保険料額			
																△60,500 △55,000 △115,500			
																事業場の期別ごとの減額の合計 = 期別納付額の減額分			
																1期 △64,350 合計 △2,584,479 2期 △1,227,629 3期 △1,292,500			

P.32の説明のとおり、一般拠出金額の算定をして委託事業場から徴収しておきますが、納付は翌年度の年度更新時であり、上記「組機様式第10号(続紙)」は提出の必要はありません。
 メリット事業場については確定精算となるため、上記「組機様式第10号(続紙)」の提出および一般拠出金の納付が必要となります。

組機様式第10号

労働保険番号		府県	市町村	管轄	基礎番号	令和 年度 確定	保険料・一般拠出金申告書内訳			事務組合名		労働保険 事務組合		メリット適用分		
1113		×	×	×	9	×				○○○○労働保険事務組合						
枝番号	事業場の名称	事業主の名称	雇用保険事業所番号	業種番号	賃金総額(千円)	率(1000分の)	一般拠出金額(円)		枝番号	事業場の名称	事業主の名称	雇用保険事業所番号	業種番号	賃金総額(千円)	率(1000分の)	一般拠出金額(円)
201	(株)D社				40,000	0.02	800									
202	(株)E社				25,000	0.02	500									
203	(株)F社				18,750	0.02	375									
	(合計)						1,675									

- ・ 減額訂正及び概算修正（減額）は同一の内訳書に記入してください。
- ・ メリット事業場を除き一般拠出金の申告は必要ありません。（末尾2・3・8以外）
- ・ 特別加入者の月割対象者がいる場合は、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を併せて添付してください。
- ・ 同じ基幹番号で増額訂正がある場合、申告書内訳は各々分け、申告書は一つにまとめて作成してください。

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

口座

提出用

口座振替利用の場合

訂正申告の種類を記入する
増額訂正もある場合は「増減額訂正・概算修正」と記入

あて先 〒330-6016
さいたま市中央区新都心11番地2

埼玉労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 3 2 7 0 0

※修正項目番号

※入力確定コード

減額訂正・概算(減額)修正

※種区分

①労働保険番号 1 1 3 × × 9 × × × × × - 0 0 0

②増加年月日(元号:令和は9)

③事業廃止等年月日(元)

④常時使用労働者数

⑤雇用保険被保険者数

⑦ 算定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

確定区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料(労災+雇用)	千円	1000分の	円
労災保険分	千円	1000分の	円
雇用保険分	千円	1000分の	円
一般拠出金(注1)	千円	1000分の	円

注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主一般拠出金は延納できます。

注2) 注1) 一般拠出金については次年度の年度更新時に納付するため、記載する必要なし

増減額訂正・概算修正の額を加味した概算保険料を記入する

提出時点の基幹番号全体の申告済概算保険料額(当該減額を含めない)を記入する

概算・増加概算区分	⑫ 保険料算定基礎額の見	⑬ 加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料(労災+雇用)	千円	円
労災保険分	千円	円
雇用保険分	千円	円

⑮ 申告済概算保険料額

⑯ 申告済概算保険料額 11,890,272 円

⑰ 増加概算保険料額 (⑬の(イ)-⑮) Δ2,584,479 円

この例は、2期で提出した場合

増減訂正、概算修正の額を合算した額

期別納付額	⑰ 第1期	⑰ 第2期	⑰ 第3期	⑱ 第1期	⑱ 第2期	⑱ 第3期	⑲ 第1期	⑲ 第2期	⑲ 第3期	
⑰ 第1期	3,963,424 円	3,963,424 円	3,963,424 円	⑱ 第1期	2,735,795 円	2,670,924 円	⑲ 第1期	3,963,424 円	3,963,424 円	3,963,424 円
⑰ 第2期		Δ64,350 円	Δ1,227,629 円	⑱ 第2期			⑲ 第2期			
⑰ 第3期			Δ1,292,500 円	⑱ 第3期			⑲ 第3期			

⑳ 加入して

㉑ 事業又は作業の種類

㉒ 住所

さいたま市中央区新都心11-2

埼玉協議会労働保険事務組合

理事長 埼玉 太郎

⑳ 加入して

㉑ 事業又は作業の種類

㉒ 住所

さいたま市中央区新都心11-2

埼玉協議会労働保険事務組合

理事長 埼玉 太郎

※ 一人親方（末尾8）の場合

増額訂正

- ① 2期で増額訂正する場合（年度途中の加入）
増額となる合計額を2分割し、2期と3期に上乘せする（端数は2期に充てる）。
- ② 3期で増額訂正する場合
増額となる合計額すべてを3期に上乘せする。

減額訂正（年度途中の脱退）

- ① 2期で減額訂正する場合
減額となる合計額を全て2期でマイナスする（なお、マイナスする額が2期の納付額を超える場合は、超えた金額を3期からマイナスする）。
- ② 3期で増額訂正する場合
減額となる合計額を全て3期でマイナスする。

（例）2期で増減訂正する場合

組様式第6号（乙）										
○年度確定 △年度概算 保険料申告書内訳										枚のうち 枚目
（第2種特別加入保険料）										
				労働保険 番号	府県	所掌	管轄	基幹番号		
				1	1	1	*	*	*	*
①	②	③	④	令和 △年度確定保険料			令和 △年度概算保険料			
労働 保険 番号 の 枝 番 号	事業(団体)の名称	業種	特別加 入者数	⑤ 保険料算定 基礎額総計	⑥ 令和 3年度 第2種特別加 入保険料率 (1000分の)	⑦ 第2種特別 加入保険料 (⑤×⑥)	⑧ 保険料算定 基礎額総計	⑨ 令和 年度 第2種特別加 入保険料率 (1000分の)	⑩ 第2種特別 加入保険料 (⑧×⑨)	
			人	千円		円	千円		円	円
1	労働太郎	特2	5,000	608	18	10,944				
25	埼玉健太郎	特2	10,000			差額	2,433	18	43,794	
<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> ※(2期で訂正の場合) 末尾8にかかる増額訂正の場合は、2期と3期に分けるが、減額訂正の場合は、全て2期からマイナスする。 </div>				減額訂正分 2期 10,944 - 32,850 = △21,906						
				脱退に伴う 確定額	年度更新で 申告した額	増額訂正分 2期 5,472 3期 5,472				
各期の納付額(増減)				2期 5,472 - 21,906 = △16,434 3期 5,472						

※ 提出にあたっては、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（別紙様式第1号）」（P20参照）も提出してください。